

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業

### 1 取組の概要

本事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路、水路等の整備を行うものである。事業の実施にあたり埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するための取り組みを行っている。

### 2 主な成果

水路底にはコンクリートを打設せず2面護岸とし、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、法面を土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

### 3 今後の方針

ほ場整備事業は、主に農家私有地を整備するため、環境配慮に取り組む各段階において、関係農家の理解と合意が必要であるほか、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となり整備を進めていく。

### 4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

### 5 事業一覧

別表－2のとおり

## 別表 2

## 個別評価事業一覧

事業年度：令和3年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	ほ場整備事業 久下戸地区	施工段階	11	10	90.9	5
2	ほ場整備事業 中太田・小柱地区	施工段階	13	13	100	5
3	ほ場整備事業 下増田地区	施工段階	10	10	100	5
4	ほ場整備事業 明戸北部1期地区	施工段階	10	9	90	5
5	ほ場整備事業 鴻巣・行田地区	施工段階	19	16	84.2	4
6	ほ場整備事業 名倉地区	施工段階	10	8	80	4
	合計		73	66		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（埼玉型）「久下戸地区」
事業の規模	区画整理 A=36.6ha	実施場所	川越市大字久下戸地内ほか
計画期間	令和元年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： ほ場整備事業により区画拡大や道水路整備を実施し、担い手への農地集積を図り、農業経営の安定化を図る。 受益面積 36.6ha（田35.9ha、畑0.7ha） 区画整理工 36.6ha			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

本地区は川越市田園環境マスタープランにおいて「環境配慮区域」に位置付けられており、小水路は土水路で整備することで生物の生息環境に配慮した。

また、道水路の整備にあたり基礎や舗装の材料には資源の循環に配慮した再生材を使用した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

県産木材の活用は、耐用年数が短いなど整備後の維持管理面から実施が限定される。

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（埼玉型）「久下戸地区」				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		－		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		－		
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	－		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	－		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	－		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	－		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	－		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	－		
	後掲（森林の整備と保全）			－		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-		1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-		1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調 査 ・ 計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	－		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	－		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○	－		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	－		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○	－		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	－		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	－		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	－		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	－		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○	－		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	－		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	-		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	-		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうまいの場を創出する。	○	○	-		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		91%		11	10	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業	事業名	県事業名（中太田・小柱地区）
事業の規模	区画整理4.4haほか	実施場所	秩父市
計画期間	平成31年度～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区は、秩父市の北部に位置し、未整備の畑地帯である中太田工区と、昭和57年から61年度にかけて団体営土地改良総合整備で整備された水田地帯である小柱工区からなる。 中太田工区ではナス、きゅうりなどの作物を生産しており、小柱工区では水稲が主な作付けである。本事業により、中太田工区の区画整理と小柱工区の暗渠排水等の整備を行い、品質の安定と収量の増加を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

- ・ 建造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸においては、水路底が土となる 2 面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用した。
- ・ 発生土は全量地区内で利用とし、不足分は他工事から受け入れを行なった。
- ・ 朝夕の通学時間帯においては、工事車両の運行を制限した。
- ・ 現場内の建設機械の移動においては、極力速度を落とし、振動や粉塵の発生を抑制した。

**配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項**

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		県事業名（中太田・小柱地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-	-	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-	-	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり						
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-	-	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-	-	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-	-	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-	-	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-	-	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-	-	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-	-	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-	-	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）			-	-	
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-	-	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-	-	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	-	-	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	-	-	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-	-	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100 %		13	13	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（下増田地区）
事業の規模	区画整理A=47.6ha	実施場所	熊谷市
計画期間	令和2年度～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 担い手への農地の利用集積を進め、生産性の向上を図るために、農地の区画拡大や農道及び排水路の整備を行い、効率的かつ安定的な経営の確保を目指す。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工場所近隣に住宅があるため、工事中の騒音・振動対策に配慮し、低騒音低振動型機械での施工とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（下増田地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	レ	レ	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	レ	レ	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	レ	レ	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	レ	レ	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	レ	レ	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	レ	レ	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	レ	レ	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	レ	レ	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	レ	レ	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	レ	レ	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100		10	10	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（明戸北部 1 期地区）
事業の規模	区画整理A=47.6ha	実施場所	深谷市
計画期間	平成 26 年度～令和 3 年度	段階	施工段階
事業の概要： 担い手への農地の利用集積を進め、生産性の向上を図るために、農地の大区画化や農道及び排水路の整備を行い、効率的かつ安定的な経営の確保を目指す。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

施工場所近隣に、老人ホームやデイサービスがあるため、工事中の騒音・振動対策に配慮し、原則、低騒音低振動型機械での施工とした。

**配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項**

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（明戸北部 1 期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	レ	レ	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	レ	レ	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	レ	レ	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	レ	レ	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	レ	レ	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調 査 ・ 計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	レ	レ	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	レ	レ	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	レ		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	レ	レ	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	レ	レ	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		90		10	9	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（鴻巣・行田地区）
事業の規模	区画整理 A=75.9ha	実施場所	鴻巣市広田、同屈巢、 行田市大字埼玉、同野地内
計画期間	平成28年度～令和7年度	段階	施工段階
事業の概要： 本地区は県北東部に位置した鴻巣市、行田市に跨る地区面積89.2haの水田地帯である。地区内の農地は10a区画で、小水路の大半は未整備であり、農道も狭く未舗装であることから、営農作業に苦慮している状況にある。このため、農地の大区画化・汎用化を行い、農地集積の加速化を図り、農業競争力の強化を図るものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項：

事業区域は、鴻巣市田園環境整備マスタープランでは「環境配慮区域」、行田市農村環境計画では「農業生産ゾーン」に位置づけられており、農業生産性を損ねない範囲内において自然環境へ配慮することとなっている。このため、現在の自然環境の維持を基本とし、生物の多様性の保全に配慮した。

- ① 排水路整備において、小動物、魚類の生息域の多様化を図るため、水路底は土砂とする。
- ② 排水路整備において、小動物の避難経路の確保のため、法面を土羽処理とし、植生を図る。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（鴻巣・行田地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		✓	✓	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		✓	✓	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	—		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—		1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—		1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり						
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓	✓	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	✓		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	✓	✓	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		

実施率		合計	
b / a (%)	(a)	(b)	
84	19	16	
総合評価		4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ② ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（埼玉型） 「名倉地区」
事業の規模	区画整理A=48.9ha	実施場所	加須市戸崎地内
計画期間	平成30年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 県営ほ場整備事業により、道路や用排水路を整備し、担い手への農用地利用集積を進めるために必要な農業基盤の整備を行う。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

本地区は、加須市の農村地域に位置しており、豊かな自然環境が維持されている。

このため、付近に生息する動植物等への負担をなるべく抑えるとともに、用水路の基礎材には資源の循環に配慮した再生材を使用した。

①排水路の底をコンクリート打設せず水生生物に配慮した。

②資材の選定にあたり、道路舗装及び構造物の基礎材料に再生砕石を使用した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業「名倉地区」				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		—		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		—		
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	—		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	—		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-		1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-		1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	-		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	-		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	-		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-		
		実施率		合計		
		b/a (%)		(a)	(b)	
		80		10	8	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。